

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令案の概要

平成20年3月
国土交通省

1. 背景

建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）が平成18年12月に公布されたところです。同法を実施するため、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき、「建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令」を制定することを予定しております。

2. 制定概要

(1) 中央指定登録機関

- ・ 指定の申請に必要な手続
- ・ 役員を選任及び解任に必要な手続
- ・ 一級建築士登録等事務に関する規程の認可申請手続及び記載事項
- ・ 事業計画等の認可申請手続
- ・ 帳簿の記載事項と保存
- ・ 中央指定登録機関から国土交通大臣に提出する一級建築士登録等事務の状況報告
- ・ 中央指定登録機関から国土交通大臣に提出する不正登録者の報告
- ・ 一級建築士登録等事務の休廃止の許可
- ・ 一級建築士登録等事務の引継ぎ
- ・ 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、国土交通大臣から中央指定登録機関への登録業務に必要な書類の交付
- ・ 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、国土交通大臣から中央指定登録機関へ免許の取消処分等の通知

(2) 登録講習機関（構造設計一級建築士講習及び設備設計一級建築士講習）

- ・ 登録の申請に必要な手続
- ・ 承継の届出に必要な手続
- ・ 講習事務の実施基準
- ・ 講習事務規程の記載事項
- ・ 帳簿の記載事項と保存
- ・ 登録講習機関から国土交通大臣に提出する登録講習事務の状況報告
- ・ 登録講習機関から国土交通大臣への不正登録者の報告
- ・ 上記に関し、定期講習機関及び管理建築士講習について必要な規定を整備

(3) 中央指定試験機関

- ・ 建築士法施行規則の試験機関に関する規定を本省令に移行の上、必要な規定を整備

3 . スケジュール (予定)

公布：平成 2 0 年 5 月下旬

施行：平成 2 0 年 1 1 月下旬